

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

さいたま市人事委員会委員長 白鳥敏男

さいたま市人事委員会規則第7号

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成21年さいたま市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特別の事情による特定任期付職員の給料月額 の決定の承認)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>条例第7条第1項に規定する 特定任期付職員</u>の給料月額について、同条第3項 の承認を得ようとするときは、給料月額の決定承 認申請書（様式第5号）により人事委員会に申請 しなければならない。</p> <p><u>第7条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(特別の事情による特定任期付職員の給料月額 の決定の承認)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>特定任期付職員</u>（<u>条例第7条 第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同 じ。</u>）の給料月額について、同条第3項の承認を 得ようとするときは、給料月額の決定承認申請書 （様式第5号）により人事委員会に申請しなけれ ばならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(特定任期付職員業績手当)</u></p> <p><u>第7条 条例第7条第5項の規定による特に顕著な 業績を挙げたかどうかについては、同条第2項の 規定による号給の決定又は同条第3項の規定によ る給料月額の決定が行われた際に期待された業績 に照らして判断するものとする。</u></p> <p><u>2 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下 「基準日」という。）に在職する特定任期付職員 のうち、特定任期付職員として採用された日から 当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の 支給を受けたことのある者にあつては、支給を受 けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近 の基準日までの間）にその者の特定任期付職員と しての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認め られる特定任期付職員に対し、当該基準日の属す る月のさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に 関する規則（平成13年さいたま市規則第54号） 第25条に規定する期末手当の支給日に支給す ることができるものとする。</u></p>

<p>様式第1号（第3条関係）            特定任期付職員採用承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第3条関係）            特定任期付職員採用承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名) <u>印</u></p> <p>[略]</p>
<p>様式第2号（第3条関係）            一般任期付職員採用承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号（第3条関係）            一般任期付職員採用承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名) <u>印</u></p> <p>[略]</p>
<p>様式第3号（第4条関係）            任期の更新の承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第3号（第4条関係）            任期の更新の承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名) <u>印</u></p> <p>[略]</p>
<p>様式第4号（第5条関係）            他の職への任用の承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第4号（第5条関係）            他の職への任用の承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名) <u>印</u></p> <p>[略]</p>
<p>様式第5号（第6条関係）            給料月額決定承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第5号（第6条関係）            給料月額決定承認申請書</p> <p>[略]</p> <p>(任命権者名) <u>印</u></p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。